

農産物検査の見直しについて

水稲うるち玄米の農産物検査について、農産物流通等の現状や消費者ニーズの変化に即した合理的なものへ見直しました。

(Before)

熟練を要する目視を中心とした検査

- ・目視検査による限界や地域間、検査員間のバラツキ
- ・多様化する流通、実需者・消費者ニーズへの対応の遅れ
- ・人口減少下での農業者・検査現場の負担の増大

○ 目視検査による限界や地域間・検査員間のバラツキ

目視鑑定だと、どうしても地域や検査員によるバラツキがある。



品種も増えて品質が見分けにくい

未熟粒の混入率など、精緻に品質を示すことが難しい

○ 多様化する流通やニーズへの対応の遅れ

ピラフに適したコメがほしい



健康に良いコメがほしい



変化し続ける
ニーズ・市況

等級だけでは参考にならない



対応できない検査

○ 農業者・検査現場の負担の増大

直接販売でも産地・品種を米袋に書くためには検査が必要



検査への負担が重く、検査方法を合理化すべき



(After)

流通・販売・消費の多様化に対応する機械検査

- ・機械測定「数値」で示すバラツキの少ない検査
- ・生産から流通までのデータを連携・活用
- ・国際的な考えに基づく検査手法の簡素化・合理化
- ・検査を要件とする補助金・食品表示制度の見直し

消費者ニーズや流通の実態に対応した農産物検査の合理化・簡素化

サンプリングの簡素化

検査できる品種の拡大

多様な包装の活用

QRコード等による検査証明

機械による検査(測定値で証明)

量目検査の簡素化

検査を要件とする食品表示、補助金の見直し



生産から消費に至るまでの情報を連携・活用する「スマート・オコメ・チェーン」の構築（令和5年産米から）



- ・米の栽培や販売方法等に多様な選択肢が提供
- ・農業者や現場の負担が軽減



欲しかった特徴の米が購入できた



農業者の所得向上
米関連事業の発展

機械鑑定ができるようになりました

- ・水稲うるち玄米の規格について、これまでの規格とは別に、「機械鑑定を前提とした規格」ができました。
 - ・これにより、容積重、白未熟粒、水分、死米、胴割粒、砕粒、着色粒などの項目について数値で詳しく知ることができます。
- ※ 従来の等級検査も受けることができます。どちらの検査を希望されるのかを登録検査機関に事前にお伝え下さい。

水稲うるち玄米の機械鑑定において使用する仕様確認が終了した機器(令和4年6月現在)

穀粒判別器

電気式穀粒計(容積重)兼電気水分計

ケツト科学研究所

サタケ

静岡製機

エヌエスピー

ケツト科学研究所

サタケ

フォス・ジャパン



・機種名:
「RN-700」

・機種名:
「RGQ1100A」、
「RGQ1100A_MODIFIED」、
「RGQ190A」、
「RGQ1100B」

・機種名:
「ES-5」、
「ES-5R」

・機種名:
インフラマティック9500、
アクアマティック5200

・機種名:
PM-640-2、
PM-670-2

・機種名:
RTQ11000A

・機種名:
インフラテック、
インフラテック NOVA、
DICKEY-john GAC2500-C

銘柄の鑑定方法が変わります

- ・水稲うるち玄米の銘柄の検査について、目視鑑定を必須とする方法を改め、**農業者から提出される書類による審査になりました**（目視その他の方法を組み合わせることは可）。
- ・また、都道府県別に品種が記載される「産地品種銘柄」に加え、**品種名のみが記載される「品種銘柄」も設定（103品種）**し、様々な品種の証明が受けられるようになりました。

※ 農業者の皆様におかれましては、登録検査機関からの求めに応じ、以下の書類をご準備ください。

- ① どのような種苗を用いて生産されたかがわかる資料
(種苗の購入記録等)
- ② 全体の作付け状況及び品種ごとの作付状況がわかる資料
(水稲生産実施計画書兼営農計画書、水稲共済細目書異動申告書、営農日誌等)
- ③ その他登録検査機関が必要と認める資料

上記のほか、①サンプリング方法の見直し、②農産物検査方法における「皆掛重量」の廃止、③荷造り・包装規格の見直し、④農産物検査を要件とする補助金・食品表示制度の見直し等の見直しを行いました。詳しくは農林水産省のホームページを御覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/syoryu/kensa/index.html>



■ 本パンフレットや農産物検査に関するお問い合わせは、
お近くの東北農政局 生産部 生産振興課 (Tel:022-263-1111 内線4538) へ